

# 宮城県保育士修学資金等貸付事業 募集概要

(令和7年4月1日発行)

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

## 1 事業の目的

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学する方で保育士資格の取得をし、卒業後は宮城県内の保育所等で保育士として就業することを旨とする学生に対して修学に必要な資金を貸与することで、県内の保育士の確保を図ることを目的とするものです。

## 2 貸付対象者 ※令和4年度より要綱等が改正されております。

次の全てを満たす学生が対象となります。

- ① 養成施設に在学し、県内に住民登録をしている又は県内の養成施設に在学していること
- ② 優秀な学生であって、かつ世帯の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められること
- ③ 他都道府県が実施する保育士修学資金を借り受けていないこと
- ④ 卒業後は、宮城県内の保育所等の指定施設において保育士として業務に従事すること

## 3 貸付金額と利子

※令和4年度以降に貸付決定の方は、年度毎の申請が必要となります。

（ひとり2回まで貸付を受けられます）

- ・ 修学資金 月額5万円以内（年額60万円以内）
- ・ 入学準備金 20万円以内（今年度入学された方）
- ・ 就職準備金 20万円以内（今年度卒業される方）
- ・ その他、生活保護受給世帯等は生活費加算を受けることが可能です。
- ・ 利子 無利子（ただし、返還期限を過ぎた場合は延滞利子を徴収します）

※令和7年度より就職準備金のみ単独の貸付が可能となりました。（修学資金を借り受けたことがない方対象）



## 4 貸付金返還の免除

卒業後、1年以内に保育士登録を行い、宮城県内の保育所等の指定施設において5年間（過疎地域、離島若しくは中山間地域等で従事した場合又は中高年離職者の場合は3年間）継続して保育士として業務に従事したとき貸付金の返還が免除されます。

## 5 申請の手続き方法

貸付申請には養成施設の推薦が必要です。申請希望の方は指定の各養成施設を通じて申請書類を提出してください。なお、提出締切は各養成校にお問い合わせください。

## 6 貸付の決定

提出された申請書等を宮城県社会福祉協議会で審査のうえ、修学資金貸付の可否を決定し、申請者に通知します。

問い合わせ 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 みやぎハートフルセンター  
福祉人材センター 人材支援係 貸付事業担当  
貸付事業担当 連絡先 ☎ 022 - 399 - 8844 )  
メールアドレス m-kashi-jinzai@miyagi-sfk.net